

## ○弘前大学附属図書館規程

(平成 16 年 4 月 1 日制定規程第 137 号)

改正平成 22 年 12 月 27 日規程第 110 号平成 25 年 4 月 19 日規程第 89 号

平成 28 年 3 月 18 日規程第 122 号 令和元年 11 月 28 日規程第 175 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人弘前大学管理運営規則(平成 16 年規則第 1 号)第 7 条第 3 項の規定に基づき、弘前大学附属図書館(以下「附属図書館」という。)に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 附属図書館は、教育、研究及び学修活動に資するため、図書、雑誌その他の資料(以下「図書館資料」という。)を収集、管理し、弘前大学の職員及び学生の利用に供するとともに、地域社会の図書館活動に協力し、学術情報の利用に寄与することを目的とする。

(組織)

第 3 条 附属図書館に医学部分館(以下「分館」という。)を置く。

(館長)

第 4 条 附属図書館に館長を置く。

2 館長は、館務を統括する。

3 館長の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(副館長及び分館長)

第 5 条 附属図書館に副館長を置くことができる。

2 副館長は、館長を補佐し、館長の命により業務を処理する。

3 分館に分館長を置き、分館長は分館の業務を掌理する。

4 副館長及び分館長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(附属図書館運営委員会)

第 6 条 附属図書館の管理運営に関する事項を審議するため、弘前大学附属図書館運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(附属図書館の利用)

第 7 条 附属図書館の利用に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第 8 条 附属図書館の事務は、附属図書館事務部において処理する。

(その他)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、附属図書館の運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、館長が定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 2 月 9 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 2 月 8 日から施行する。

附 則(平成 22 年 12 月 27 日規程第 110 号)

この規程は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 4 月 19 日規程第 89 号)

この規程は、平成 25 年 4 月 19 日から施行し、改正後の規定は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 28 年 3 月 18 日規程第 122 号)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 11 月 28 日規程第 175 号)

この規程は、令和元年 11 月 28 日から施行する。